

# 個人情報取扱規程

## 第1条（目的）

本規程は、港区立青南小学校 PTA（以下、「当会」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下、「法」という。）並びにその関連政令、規則及びガイドラインに基づき、当会の取り扱う個人データの適正な取扱いを確保するために定めるものである。

## 第2条（定義）

- 1 本規程において、「個人情報」とは、港区立青南小学校に在籍する児童及びその保護者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- 2 本規程において、「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。
- 3 本規程において、「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

## 第3条（適正な取得）

当会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

## 第4条（利用目的の特定等）

- 1 当会は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 当会は、法に定める場合を除き、前項により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 当会は、保有する個人データの利用目的及びその取扱いに関する連絡窓口につき、「プリント配信アプリがくぷり」において常時掲載する。

## 第5条（第三者提供の制限）

当会は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

## 第6条（正確性の確保）

当会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

## 第7条（訂正等）

当会は、当該個人データにより識別特定される本人から、当会が保有する個人データの訂正、削除又は利用停止に係る請求を受けた場合には、その請求に従った処理を行う。

## 第8条（漏えい等への対応）

当会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の発生又は兆候を把握した場合、以下の対応を行う。

- ① 影響範囲の特定
- ② 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ③ 被害の拡大の防止
- ④ 事実関係の調査及び原因の究明
- ⑤ 再発防止策の検討及び実施

## 第9条（個人データ管理責任者）

- 1 当会は、会長が指名する副会長をして、当会の個人データの管理に関する責任を担う者（以下、「個人データ管理責任者」という。）とする。
- 2 個人データ管理責任者は、個人情報データベースの利用、訂正、削除の状況について定期的に確認を行うほか、個人データを保護するために必要な業務を行う。

## 第10条（個人データ取扱者）

- 1 当会は、個人データへの不正なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる者（以下、「個人データ取扱者」をいう。）を限定し、ユーザーアカウント制御機能等により、個人データ取扱者を識別・認証する。
- 2 個人データ取扱者は、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行う。
- 3 個人データ取扱者は、メールにより個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。
- 4 個人データ取扱者は、個人データが記録された電子媒体又は書類を持ち運ぶ場合、パスワードを設定する、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難を防ぐための安全な方策を講ずる。

## 第11条（研修）

個人データ管理責任者は、個人データ取扱者に本規程を遵守させるための研修を企画・運営し、個人データ取扱者は、その研修を受けなければならない。

## 附則

**第1条** 本規程は、令和3年5月25日から施行する。

**第2条** 本規程に関する細則は、本規程に反しない範囲において、別途これを定める。